

彦根市償却資産評価支援業務委託仕様書

1 本業務の目的

償却資産の評価方法や実地調査に係る助言等の支援および本市職員の課税事務のスキルアップに資する内容の研修を通じて、償却資産の課税事務の適正化および公平化を推進すること。

2 準拠法令等

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、以下の関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 地方税法
- (2) 固定資産評価基準
- (3) 彦根市個人情報保護条例
- (4) その他の関係法令

3 業務の履行期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

4 業務の概要

受託者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 償却資産評価コンサルティング
- (2) 償却資産専門研修
- (3) 大企業調査支援

5 業務の詳細

(1) 償却資産評価コンサルティング

受託者は、業務期間中、本市からの償却資産評価等に対する質問について、償却資産の評価および課税事務が円滑に行われることを目的に、評価方法や課税業務に関する対応方法や考え方の助言、先進事例収集報告等、総合的な事務支援を行うものとする。

(2) 償却資産専門研修

研修会は、本市職員の課税業務におけるスキルアップに資する内容とし、償却資産の基礎を学ぶとともに、特定の企業に対する実際の調査方法を習得することを目的とする。なお、年間3回以上の研修を行うものとし、研修の回数と内容は本市と協議の上、決定する。

(3) 大企業調査支援

- ア 調査対象企業の選定にあたっては、事業者選定に係る方針および調査対象基準について、あらかじめ本市と協議の上、決定する。
- イ 調査対象企業および対象企業数について、本市の産業構造等や職員のスキルを考慮し、本市と協議の上、決定する。なお、事業者からの資料提供がない場合が考えられるため、都度調整を行う。
- ウ 本市は、調査対象とした企業に対し、当該企業が所有する資料(決算書、法人税申告書、固定資産台帳等)を取得する。本市が実施する償却資産申告状況(申告漏れ等)の調査について、受託者は当該調査の支援を行うものとする。
- エ 受託者は、本市が行う実地調査の事前準備として、調査対象企業が回答した質問票とともに、企業の決算書や法人税申告書等の分析方法について助言を行う。
- オ 本市が行った実地調査(現況確認)の結果、本市職員の事務における判断に係る支援および疑義の解消を図ることを目的としたコンサルティングを行う。
- カ 本支援調査については、年間5回程度、委託者と協議を行いながら業務を進めるものとする。

6 再委託の禁止

再委託は原則認めない。ただし、書面により本市の承認を得た場合はこの限りでない。

7 報告および検査

委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について報告を求め、検査することができる。

8 個人情報保護

業務の履行については、彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年彦根市条例第6号)その他関連法令等に基づき、業務を通じて知り得た情報は、業務目的以外には使用しないこと。また、情報の漏洩、紛失、盗難、改ざん、その他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。業務完了後も同様とする。

9 本市との協議

本業務の実施にあたっては、委託者と十分な連絡・調整を行い、円滑な業務遂行を図るものとする。また、仕様書に定めのない事項については、適宜本市と協議し、業務の履行において疑義が生じた事項については、委託者と協議の上、対応すること。

10 提出書類

- (1) 受託者は、契約後速やかに次の書類を提出しなければならない。

- ア 業務実施計画書
- イ 業務着手届
- ウ 業務工程表
- エ その他委託者の指示する書類

本業務を実施するにあたり受託者は本市と協議の上、業務工程表を作成し、本市に提出しなければならない。なお、これを変更する場合は本市と協議の上、本市の承認を受けられるものとする。本市は、受託者に進捗状況等の報告を求めることができるものとする。

(2) 受託者は、委託業務完了後速やかに次の書類を提出しなければならない。

- ア 委託業務完了届
- イ 実績報告書

11 損害賠償

受託者は、その責に帰する事由により、本業務実施中に生じた諸事故および第三者に与えた損害の責任を負うものとし、このために生じた経費は受託者の負担とする。

また、速やかに委託者に対し発生原因・経過・内容等を報告し、委託者の指示に従うものとする。

12 検査および瑕疵

業務完了後に委託者の検査を受けるものとし、委託者から仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い再検査の合格をもって完了とする。

また、本業務の成果品の納入後においても不良箇所、または仕様書に定める要件を満たさない場合は、受託者の責任において速やかに訂正、補充し、これに要する経費は受託者の負担とする。